

一山議員 それでは、通告してありました２点について、端的にお伺いいたします。初めに慰霊踊りの今後についてお伺いいたします。暑かった盆月の８月から９月に入りまして、朝夕ようやく涼しく感じられるようになりました。今年の慰霊踊りも天候に恵まれ無事に行うことが出来ました。ご存知のように毎年お盆には、初盆の方の供養として昔から受け継がれて参りましたが、今日、少子高齢化の中で音頭の語り手、三味線を弾く人や拍子木を打つ人などが高齢になり、後を継ぐ者も不足しているのが現状です。昔は先輩の方が若い者に教え伝えていたようですが、今は後を継ぐ人もなかなかいないような状況です。本町の慰霊踊りは昭和４７年３月１日に牟岐町の無形文化財に指定されているということもありますので、後継者づくりとして、子ども達にしっかりと伝統文化を伝えていくためにも学校教育、また、活動の一環として取り組みできないものでしょうか。中学校では現在、三味線の学習というか教室が持たれていますが、どのような内容でしょうか、ぞめきだけでしょうか。慰霊踊りや音頭等の学習や教室もどうでしょうか。子どものときから習い覚えておれば、成長して町外や県外に出て行ったとしても、牟岐町に帰って来たときやお盆に帰省した時など、お手伝いなどもしてもらえるのではないかと思います。学校教育、また、活動の一環としての取り組みと、後継者不足の問題に対する考えをお伺いします。それから、慰霊踊りの準備についてですが、踊りのときには櫓を設置いたします。その設置につきましては、初盆を迎える家族の人が行うこととなっていて、櫓の設置は力仕事になりますので、男手が必要となってまいります。今年は幸いにも東地区、西地区ともに人手には恵まれたそうです。しかしながら、その年によって人手が少ない時などは、櫓の運搬にも一苦労しているそうです。また、初盆を迎える家族と限定されているため対応ができないのが現状のようですが、町の方でユニック車などの準備をして対応等はできないものでしょうか。また、「音頭保存会」の人達もここにきて高齢化による後継者不足が拍車をかけ慰霊踊りが絶えてしまわないか心配をしています。無形文化財として、指定されている慰霊踊りや音頭を保存、継承して何とかして残していける方法を模索していただきたいと思います。今後の取り組み考えをお

伺いたします。２点目にマイナンバー制度について、お伺いします。政府は１０月から順次、社会保障と税の共通番号、いわゆるマイナンバーの２０１６年１月運用開始に向け、国内に住む全ての人に個人番号の通知を開始いたします。行政機関が別々に持っている所得や年金、社会保険などの個人情報を１２桁の番号で一元的に管理するマイナンバー制度の運用が始まれば、住民サービスは大きく向上すると言っています。例えば、現在は、国民年金保険料の支払いを免除してもらうには、市町村や職業安定所から取り寄せた書類を添えて年金事務所に申請しなければならないのが、制度導入後は書類を取り寄せる必要はなく、災害対策では被災者生活再建支援金の支給手続きなどに活用されます。それから、戸籍や旅券の取得、自動車登録への利用も議論されているようです。また、２０１７年１月から運用が始まるインターネットサイト「マイナポータル」では、子育て支援策など利用者一人一人に応じた情報を行政機関が提供するサービスも検討中と言われています。生活を便利にするマイナンバーですが、課題もあります。それは、制度の国民理解が進んでいないことで、内閣府が発表した調査によりますと、この制度を「知らなかった」また、「内容は知らないが言葉は聞いたことがある」と答えた人は、５６．８％に上っています。喫緊に取り組むべき問題は、さまざまな行政手続きや公的な身分証に使える「個人番号カード」を入手するための支援で、１２桁の個人番号は、書留で送られてくると言われていますが、同封されている申請書を市町村に提出しなければ個人番号カードは発行されません。このカードがないと、マイナンバーを使う手続きのたびに、身分証や個人番号を確認する書類を提示する必要があります。只今申し上げたことは皆さんよくご存知のことと思います。そこでお伺いたします。家に個人番号が届いても住民の方の高齢化や手続きを煩わしく思って放置したり、場合によっては、届いたことすら気付かないケースも考えられます。政府は円滑な運用に向け、制度の周知徹底に努め、個人番号カードの申請が着実に行われるように対処すべきだと言っていますが、制度の周知徹底にはどのような方法で対処されるのかお伺いたします。また、日本年金機構の年金情報流出問題があったばかりです。「個人情報漏れるのでは」と不安に感じ

ている人もいます。他人が悪用する「なりすまし防止」のためにも、情報漏れ対策も欠かせないと言われていますが、個人情報保護のため情報漏れ防止については、どのような配慮、対策をされるのかお伺いいたします。

枅富議長 福井町長。

福井町長 只今、一山議員からご質問いただきましたが、慰霊踊りの件、それから、マイナンバー制度について、慰霊踊りにつきましては、昔から牟岐町の町民の方が取り組んできた先祖を敬う踊りが今に至っているということで、文化財に指定されているのですけど、これは今後、役場がどこまで前向きに取り組んでいくかというのは、非常に現時点ですぐにお答えできるようなことでもありませんので、今、ご質問いただいた具体のことにつきまして、副町長からお答えしたいと思います。それから、マイナンバー制度につきましては、これは国が進めている事業ですので、ご質問いただいているのは具体のことですので、担当課長の方からお答えさせていただきたいと思います。

枅富議長 久米教育次長。

久米教育次長 私からは、牟岐音頭、慰霊踊りの件につきまして、教育委員会の方からの答弁をさせていただきます。一山議員がおっしゃいましたように昭和47年3月1日に牟岐町としての第1号ということで文化財指定をされています。指定当時から後継者不足というのが懸念されていまして、それが申請の理由の一つでもありました。その後、保存継承に向けたいろいろな活動が保存団体を中心に組み込まれてきたようにお聞きしています。そこで教育委員会では、牟岐町文化財保護条例があります。この条例にのっとりまして、用具類の補修支援ですとか、映像、音源記録等によりまして文化財の保存、保護の観点から取り組みを行ってきています。また、学校教育におきましては、保・小・中、一貫教育構想の理念に基づきまして、横の一環の取り組みといたしまして、

地域の方々のサポートをいただきながら、郷土の自然、人、産業、伝統などを教材資源に地域と学校、子どもと大人がお互いに学び合い関係を深める教育、交流の場づくりを進めてきています。郷土の歴史的な風致、伝統の伝承活動の一環といたしまして、牟岐音頭、慰霊踊りにつきましても関係者の皆さまにご指導いただきながら、発表の場を持つ、あるいは、地域の慰霊踊りに参加を促す等の継承につながる伝承の取り組みを進めているところです。現在、教育委員会では有形、無形、史跡、天然記念物、また、国、県指定を合わせまして、20の指定文化財があります。保存保護をはじめまして伝承、継承につきましても適切な支援の取り組みを続けてまいりたいと考えています。また、ご質問にありました中学生に対する三味線の指導、演目ですが、申しわけございません。その点につきましては、資料を持って来ていませんので、後ほど問い合わせまして、お知らせしたいと思います。

杣富議長 大森副町長。

大森副町長 一山議員の質問の中で、櫓等の準備についての部分についてお答えしたいと思います。現在、慰霊踊りにつきましては、東地区、西地区、河内地区、内妻地区で行われています。今年の慰霊踊りが終わった後、語り手や三味線を弾く人が年を取ってきたために、いろいろ相談したいということでお話しを聞いています。具体的には開催場所等をまとめることができないかというようなことのようにです。これにつきましては、これからの話になりますが、関係者、地域の代表者等に集まっていただきまして、検討したいと思っています。櫓の準備等についてですが、西の山の水防倉庫に櫓を保管しています。8月13日には東地区で1日おきまして15日に西地区と2箇所で使用しています。例年東地区につきましては、東漁協の車をお借りして倉庫から会場まで運んで設置しています。西地区につきましては、個人とか企業の車をお借りして会場、旧の小学校の体育館の横に設置しているそうです。今年につきましては、建設課の車を使用して運んだと聞いています。櫓の倉庫からの出し入れとか車に載

せるために人員が10人以上は必要ということで、年によっては世話をする方が少ないということがあるようです。原則につきましては、今までどおり初盆のおいでる家族とか親類の方にお世話いただきまして、町に要請がありましたら車の貸し出し、櫓の設置等につきましても町が協力できるところはしたいと考えていますが、今現在、町にユニック車等がありませんので、その準備までは考えていません。来年に向けまして運営など関係者との協議は続けていきたいと考えています。

杣富議長 仁田総務課長。

仁田総務課長 私からは、マイナンバー制度につきまして、補足して説明させていただきます。マイナンバー、社会保障・税番号制度ですが、これは住民票を有する全ての方に対して12桁の番号を住所地の市町村が指定するものです。このマイナンバー制度を使つては、税務署などの国の機関や地方公共団体、また、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報を同一人の情報かどうか確認するための社会基盤でして、情報はそれぞれの機関が分けて持っているということです。また、このマイナンバー制度ですが、これは基本的に社会保障、税、災害対策の3分野で活用することにより、スムーズな申告や申請などが可能となり、住民サービスのより一層の向上につながると考えられています。ご質問の制度の周知につきましては、国の広報はもとより、町でも広報むぎに掲載してきましたし、役場の窓口でも臨時福祉給付金の申請に来られた方にパンフレットを直接お配りして広報に努めています。つぎに町における個人情報保護についての対策ですが、これは平成26年度に開始しました基幹業務システムの改修をはじめ、業務システムとインターネットとの分離を行っています。また、国の個人情報保護委員会の作成をしましたガイドラインに沿いまして、町が保有する個人情報の保護強化や外部記録媒体、これはメモリーですが、その取り扱い規定の制定、さらには当初平成15年に策定しています牟岐町情報セキュリティポリシーの改正、今回、この定例会に議案として提案さ

せています個人情報保護条例の一部改正という形で今まで進めてきています。また、役場の職員に対しましても、今現在、コンピュータを使いました情報セキュリティ研修を実施しています。今後につきましても個人情報保護につきましては、情報管理の徹底や職員の研修を進めてまいりたいと考えています。よろしく願いいたします。

枅富議長 一山議員。

一山議員 詳細な説明をいただきましたが、慰霊踊りや音頭を文化財として残していくためにも良い方法を共に模索していつていただきたいと思います。また、マイナンバー制度につきましても周知徹底と個人情報保護に十分ご配慮いただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。